

## 「倉敷市玉島東高齢者支援センター」重要事項説明書

倉敷市玉島東高齢者支援センター（以下「当センター」という。）はご契約者（以下「利用者」という。）に対して介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント等」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

利用者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者及び家族・後見人等の希望をお伺いして、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及び家族・後見人等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者又は家族・後見人等双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

### ◆◆目次◆◆

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2   |
| 2. センターの概要・・・・・・・・・・   | 2   |
| 3. 事業実施地域及び営業時間・・      | 2   |
| 4. 職員の体制・・・・・・・・・・     | 2   |
| 5. 利用料金・・・・・・・・・・      | 3   |
| 6. 当センターが提供するサービス・・    | 3～4 |
| 7. 事故発生時の対応について・・      | 5   |
| 8. 秘密保持・個人情報の利用について・・  | 5   |
| 9. 苦情の受付・・・・・・・・・・     | 5   |
| 10. 虐待防止・権利擁護に関する事項・・  | 6   |

### 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 賀新会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市玉島 1334-1
- (3) 電話番号 086-526-5511
- (4) 代表者 理事長 西山 武
- (5) 設立年月 昭和 50 年 12 月 3 日

### 2. センターの概要

- (1) 種類 地域包括支援センター
- (2) 目的 介護予防支援又は介護保険法に基づく第 1 号介護予防支援事業
- (3) 名称 倉敷市玉島東高齢者支援センター
- (4) 所在地 岡山県倉敷市玉島 750-1
- (5) 電話番号 086-523-6235
- (6) 管理者 吉田 信子
- (7) 開設年月日 平成 18 年 4 月 1 日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

#### (1) 通常の事業の実施地域

上成小学校区・乙島小学校区・乙島東小学校区

#### (2) 営業日及び営業時間

|      |                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 営業日  | 月～土<br>(但し、国民の休日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は休日とする)                                    |
| 営業時間 | 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0<br>(但し、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする)<br>連絡先 : TEL086-523-6235 |

### 4. 職員の体制

当センターでは、利用者に対して介護予防ケアマネジメント等、サービスを提供する職員として、保健師（経験のある看護師）・社会福祉士・主任ケアマネージャーの職種の配置については、指定基準を遵守しています。

## 5. 利用料金

当センターが提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

## 6. 当センターが提供するサービス

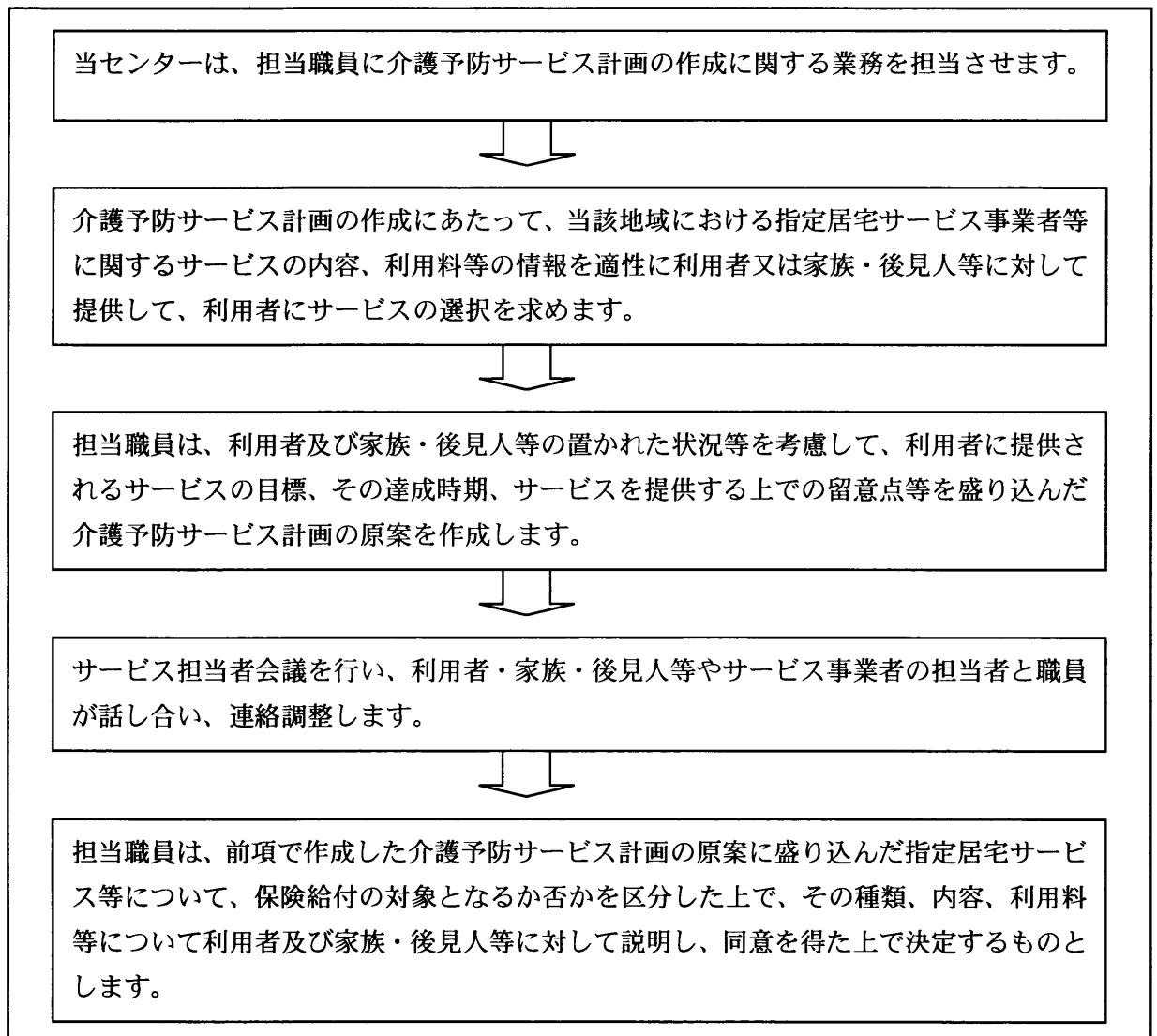
当センターでは、介護予防ケアマネジメント等を提供します。

### (1) サービスの内容

#### 介護予防サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防ケアマネジメント等及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス計画を作成します。

#### <介護予防サービス計画の作成の流れ>



## (2) 介護予防支援事業所の目的と運営方針

- ・利用者が、可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。
  - ・利用者の心身の状況や生活の環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
  - ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類、特定のサービス事業所に不当に偏ることのないよう公正、中立に行います。
- ①利用者及び家族・後見人等は介護予防サービス計画に位置付ける指定介護予防サービス事業所において、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ②利用者及び家族・後見人等は当該事業所を介護予防サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
- ・事業の運営にあたっては、関係市町村、医療機関、サービス提供事業者、他の高齢者支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、特定相談支援事業者、住民による自主的な活動によるサービス、地域の様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。
  - ・医療と介護との連携を促進する為に、介護予防ケアマネジメント等の提供の開始に当たり、利用者及び家族・後見人等に対して、医療機関に入院する際に担当職員の氏名や連絡先を入院医療機関に提供するように依頼します。
- ③介護予防サービス計画作成後の便宜の提供
- ・利用者及び家族・後見人等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行ない、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
  - ・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。
  - ・利用者又は家族・後見人等の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行ないます。
- ④介護予防サービス計画の変更
- 利用者又は家族・後見人等が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者又は家族・後見人等の双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。
- ⑤居宅介護支援事業所への紹介
- 利用者が介護給付の対象となった場合には、利用者及び家族・後見人等の希望に基づき居宅介護支援事業所への紹介を行います。
- ⑥介護保険施設等への紹介
- 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行ないます。

## 7. 事故発生時の対応について

当センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメント等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族・後見人等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

1) 介護予防ケアマネジメント等事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

2) 介護予防ケアマネジメント等事業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメント等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 秘密保持・個人情報の利用について

1) 当センター及び職員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族・後見人等に関する事項について、利用者及び家族・後見人等の生命・財産等に危険がある場合などの正当な利用がある場合を除き第三者にこれを漏洩してはならない。この守秘義務の遵守は契約終了後も同様とします。

2) 利用者及び家族・後見人等は、当センターがサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用することに同意します。

3) 利用者は、介護予防サービス計画作成のために、倉敷市がその保有する認定調査票及び主治医意見書の写しを当センターに提供することに同意します。

## 9. 苦情の受付について（契約書第8条参照）

### （1） 苦情の受付

当センターに対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 倉敷市玉島東高齢者支援センター 管理者  
(電話番号 086-523-6235)

○受付日時 毎週月曜日～土曜日（祝日及び12/30～1/3を除く）  
(8:30～17:30)

### （2） 行政機関その他苦情受付機関（月～金、但し、祝日及び12/29～1/3を除く）

|                |                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------|
| 倉敷市 介護保険課      | 所在地 倉敷市西中新田640 倉敷市役所<br>電話番号 086-426-3343 (8:30～17:15) |
| 岡山県国民健康保険団体連合会 | 所在地 岡山市北区桑田町17番5号<br>電話番号 086-223-8811 (8:30～17:00)    |
| 岡山県社会福祉協議会     | 所在地 岡山市北区南方2-13-1<br>電話番号 086-226-2822 (8:30～17:15)    |

10. 虐待防止・権利擁護に関する事項

当センターは利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために担当者を選任し、次の措置を行います。

- 1) 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
- 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3) その他虐待防止のために必要な措置

年 月 日

介護予防ケアマネジメント等の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業者 医療法人賀新会

理事長 西山 武

倉敷市玉島東高齢者支援センター

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要項目の説明を受け、介護予防ケアマネジメント等の提供開始及び包括支援センターがサービス担当者会議等において、個人情報を用いることに同意しました。

ご利用者住所 \_\_\_\_\_

ご利用者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞ 代筆者・代理人 氏名 \_\_\_\_\_

ご家族住所 \_\_\_\_\_

ご家族氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

利用者との関係 (続柄) \_\_\_\_\_